

質問書に対する回答書

業務名：安芸高田市総合計画策定支援業務

No.	受付日	回答日	質問	回答
1	2024.4.16	2024.4.17	<p>参加表明書に関する書類について</p> <p>提出書類の中に「市税の滞納がないことを証する書類」とありますが、安芸高田市外に営業所がある場合、営業所所在地の市税の滞納がないことを証する書類を提出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>安芸高田市内に営業所等がない等、安芸高田市に税金を納める必要がない場合、提出の必要はありません。</p>